

# 岐阜県障がい者雇用企業支援センター事業委託業務 仕様書

## 1 事業名

岐阜県障がい者雇用企業支援センター事業

## 2 委託業務の目的

令和7年6月1日現在の県内民間企業における障がい者雇用状況（令和7年12月25日岐阜労働局発表統計資料）は、法定雇用率2.5%に対して実雇用率が2.52%、法定雇用率達成企業の割合は54.3%となっており、未だ法定雇用率未達成の企業が多く存在している。令和8年7月には法定雇用率が2.7%へと引き上げが予定されていることから、障がい者雇用の更なる拡大が求められている。

障がい者の雇用にあたっては、人口減少や就労意欲の多様化により長時間フルタイムでの採用が困難になっている。一方、短時間の労働やフレックスタイムの導入など柔軟な勤務体系やリモートワークの活用など柔軟な就労形態を導入することで働く方が多数存在している。企業はこうした多様なニーズを持つ方々に障がい者の個々の特性に合わせた働き方、業務の切り分けや細分化、雇用後のサポート体制の整備を進めていくことが必要である。

こうした社会状況のなか、県では、平成27年4月に岐阜県障がい者雇用企業支援センター（以下「企業支援センター」という。）を設置し、運営している。

令和8年度から同10年度においても、障がい者雇用に係る専門的知識・経験・ノウハウ等をもつ民間事業者にその運営を委託して各種事業を実施することにより、雇用の受け皿となる企業等を支援し、障がい者雇用の拡大及び質の向上を図る。

## 3 委託業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

## 4 実施場所

岐阜市学園町2-33 岐阜県障がい者総合就労支援センター1階（実施場所の規模 38 m<sup>2</sup>）

## 5 業務実施体制

### （1）サービス提供時間及び日数

開所時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

\* 6に記載する各種事業を効果的に実施するため特に必要があると県が認める場合を除き、土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)はサービスの提供を要しない。

### （2）人員配置

次の職員を配置するものとし、障がい者就労支援業務に従事した経験のある者等を配置するよう努めること。なお、業務の運営上、職員の配置に変更の必要がある場合は、事前に県の承諾を得るものとする。

#### ① 所長

- ・1名配置（常勤）すること。

※企業支援センターを代表するとともに、職員として業務を実施しつつ、企業支援センターの業務が円滑に遂行できるよう他の職員を監督する義務を負うものとする。

#### ② 障がい者相談・支援担当者

- ・次の要件のいずれも満たす者を1名配置（非常勤可）すること。

- i キャリアコンサルタント、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、公認心理師のいずれかの資格を有すること。
  - ii 障がい者のアセスメントの実施、分析の経験があること。
  - iii 障がい者の就労支援又は日常生活等の相談支援を行った経験が1年以上あること。
- ③ 企業支援担当者
- ・3名配置（うち2名は常勤とし、残り1名は非常勤でも可）すること。
- ※常勤2名のうち1名は、業務統括者とすること。

## 6 委託業務の内容（各年度ごとに実施する内容）

本委託業務で支援対象とする企業は、県内に所在するすべての企業とし、規模や産業を限定せず幅広く活動すること。

支援対象とする求職する障がい者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者とする。一般就労のみならず、障害者雇用促進法で定められた障害者雇用率（法定雇用率）で算定対象としない短い労働時間で働くことなど多様な労働ニーズに対応すること。

### （1）企業支援アドバイザー事業

- ① 短時間雇用を含む障がい者が活躍できる仕事づくりや受入体制整備に関する助言や提案、継続的なサポートを希望する企業の開拓、登録
    - i 障がい者雇用に関する企業へのアプローチ：訪問等による対面実施は年50社以上（実社数）、電話・メール等による実施は年100社以上（実社数）
    - ii 障がい者雇用企業の新規開拓（岐阜県立障がい者職業能力開発校（以下「開発校」という。）訓練生の実習先、就職先企業の開拓を含む）：年15社以上（実社数）
    - iii 継続的なサポートを希望する企業の新規登録：年10社以上（実社数）
    - iv 障がい者雇用創出人数（登録企業に就職した障がい者）：年60人以上（実人数）
    - v 障がい者を一人も雇用していない企業での新規雇用創出：年5社以上（実社数）
- ※ ii、iiiは同一企業が重複しても差し支えない。
- ivは開発校訓練生の就職者数を含めることとする。

### （2）リーディング企業紹介事業

- ① 短時間雇用を含む障がい者雇用に関する業種別の優良企業情報や先進事例を収集し、これらリーディング企業の取組を広く紹介
- ② リーディング企業の見学を希望する県内企業への訪問先の紹介・取次ぎ

### （3）セミナー、情報交換会等の開催事業

- ① 障がい者雇用の理解を深めるため、企業の経営者、行政、市町村、経済団体、就労支援機関等を対象としたセミナーを年に1回以上開催
- ② 障がい者雇用の理解を深めるため、企業の経営者等を対象としたセミナーを年1回以上開催
- ③ 障がい者雇用の理解を深めるため、企業の人事担当者や障がい者が配属される現場レベルを対象としたセミナーを年4回以上実施
  - ・障がい者雇用アドバイザー※を活用すること。

※障がい者雇用に先進的に取り組む企業の従業員を、「障がい者雇用アドバイザー」として県が任命（R7年11月現在11名）し、県の要請に応じてセミナーの講師役や企業からの相談対応及びアドバイス等の業務を実施するもの。

- ④ 障がい者雇用スタートアップセミナーを年2回以上開催すること。
  - ・リーディング企業を講師とし、参加者を障がい者雇用の経験が無い又は少ない企業等に限定した少人数（5～10名程度）でのセミナーを開催すること。

- ・セミナーは、当該リーディング企業の見学会及び当該リーディング企業と参加者の情報交流会を含んだ構成とすること。
- ⑤ 障がい者雇用を啓発するため企業の要望に応じて講座（出前講座）を開催すること
- ・年5社以上（実社数）

※なお、上記①～⑤の実施にあたっては、開催地等は、県内企業が幅広く参加できるよう配慮すること。また、セミナー等の内容については、「障がい者の働きやすい職場環境づくり」など雇用の質に関することを含めるほか、県と協議のうえ決定すること。

#### （4）マッチング事業

- ① 就労相談会（ジョブミーティング）の開催
- ・企業と求職者、支援機関との連携を図る障がい者就労相談会（ジョブミーティング）を開催すること。
  - ・年3回以上開催すること。開催にあたっては、県下全域の企業、支援機関等が参加しやすい開催場所、時期、方法等となるよう配慮すること。
  - ・上記に加え、開発校訓練生を対象としたジョブミーティングを年1回以上開催すること。

※なお、上記の実施にあたっては、参加する企業及び求職者に対して、福祉就労から一般就労への移行を促進する雇用促進・就労意欲向上に資する工夫を取り入れること。

##### 【ジョブミーティングとは】

障がい者雇用を検討する「企業」や就労を目指す障がい者の「在籍機関」（開発校、障害者就業・生活支援センターなど）との雇用・就労に向けた情報交流会のこと。障がい者も参加する場合があるが、「面接」ではなく、企業と在籍機関とのミーティングの形式となる。雇用・就労のイメージづくりに役立つ。

#### （5）就職相談支援事業

- ① 一般企業の雇用拡大に向けた支援の実施
- ・岐阜県障がい者総合就労支援センターに入居する岐阜県立ハローワークと情報共有し、開発校の訓練生一人一人にあった就職支援、マッチングの提案
- ② 求職する障がい者へのキャリアカウンセリング、職業アセスメントの実施
- ・開発校の訓練生（30名）のキャリアカウンセリング、職業アセスメントの実施。  
アセスメント結果について関係機関と情報共有を図り、訓練生の支援に活用する。
  - ・県内6ヶ所の障がい者就業・生活支援センターや岐阜県立ハローワーク、移行支援事業所、障がい者雇用企業等の要請に応じて実施

#### （6）定着支援事業

- ① 短時間雇用を含む企業で働く障がい者が、より多くの業務を遂行するための環境整備、業務の創出の提案
- ・企業からの要請に応じ、関係機関と連携して定着支援の隨時実施
  - ・障がい者雇用や定着支援について、企業に有効な制度や支援の説明、提案の実施
- ② 岐阜県障がい者職場活躍ナビゲーター養成研修を実施し、障がい者の定着支援を図る。
- ・岐阜県障がい者職場活躍ナビゲーター養成研修を年1回実施するとともに、同研修修了者を対象とする情報交換会等を年1回開催すること。
  - ・本研修は、岐阜県内における障がい者雇用の現状や、企業等のニーズを反映したものとし、座学、演習及び企業見学を含めた、実践的な知識や技術が身に就く内容とし、県と協議のうえ決定すること。
  - ・情報交換会等は、研修修了者のフォローアップとして効果的な内容とすること。

##### 【岐阜県障がい者職場活躍ナビゲーターとは】

障がいのある方が職場に定着し活躍するために必要な環境づくりや就労支援に関する

高度な知識・技術を本養成研修により身に付け、企業等の職場内で障がい者の雇用を支援する役割を担う方です。

参考：令和7年度岐阜県障がい者職場活躍ナビゲーターのチラシ

<https://shougaikiyoshien.jp/2025navi>

- ③ 岐阜県障がい者職場活躍サポーター養成講座を実施し、障がい者の定着支援を図る。
- ・岐阜県障がい者職場活躍サポーター養成講座を年1回実施すること。
  - ・本講座は、障がい者雇用の基礎的事項を習得できるものとし、障がい者雇用の現場で役立つよう、企業等のニーズを反映した内容とし、県と協議のうえ決定すること。

【岐阜県障がい者職場活躍サポーターとは】

障がいのある方が職場に定着し活躍するために必要な環境づくりや就労支援に関する基礎的な知識・技術を本講座により身に付け、企業等における職場内支援者の役割を担う方です。

参考：令和7年度岐阜県障がい者職場活躍サポーターのチラシ

<https://shougaikiyoshien.jp/2025/07/22【企業・支援機関等向け】令和7年度岐阜県障がい者職場活躍サポーター養成講座実施について>

## （7）広報

企業支援センターのサービス内容や実績、障がい者雇用に関する情報等をできる限り多くの県内企業に的確に発信できるよう以下の内容を実施すること。

- ① ホームページの作成・管理運営（スマートフォンへの対応等含む）
- ② 障がい者雇用に関する制度紹介パンフレット等の作成
- ③ 企業支援センター紹介用リーフレット等の作成
- ④ 障がい者総合就労支援センター紹介動画等の管理運営

## （8）利用企業数、利用状況データの集計・分析等

- ・企業支援センターの利用の状況、相談内容、意見等を記録し、岐阜県障がい者総合就労支援センターに配置する機関の職員等の間で、情報共有を図るとともに、これらのデータを集計
- ・分析した結果を別途県が指示する方法で、翌月15日までに県へ報告（定期報告）すること。また、必要に応じて、県が定期報告以外のデータの収集や提供を求めた場合は、その指示に従うこと。

## （9）その他

- ・その他本事業に必要な業務を行うこと。
- ・必要に応じ、障がい者雇用アドバイザーを活用すること。
- ・岐阜県障がい者総合就労支援センターへの来訪者の受付、誘導をすること。

## 7 事業の実施に関する留意事項

受託者は、6に記載する各種事業の年度ごとの事業目標及び実施計画を、令和8年度分は令和8年4月30日までに、令和9年度分は令和9年3月31日までに、令和10年度分は令和10年3月31日までに設定し、県の承認を得たうえで事業を実施すること。

各種支援を行った企業については、個々に支援内容を記録すること。なお、各種支援の実績には雇用に至らず支援を終了した場合も実績とする。

## 8 事業運営に要する経費の負担及び備品等の措置

以下に記載する人件費、事業費を委託料に含んでいる。

### （1）人件費

職種	人数
所長（常勤）	1名
障がい者相談・支援担当者（非常勤可）	1名
企業支援担当者（常勤）	2名
企業支援担当者（非常勤可）	1名
計	5名

- ① 賃金
- ② 通勤手当
- ③ 社会保険料・労働保険料

## （2）事業費

- ① 委託業務に従事する者の旅費（委託業務に関わる場合に限る。）
- ② セミナー・研修・相談会等のイベント開催に係る経費（講師謝金、会議室使用料等）
- ③ 広報費（ホームページの作成・管理運営、制度等紹介パンフレット等の作成、企業支援センター紹介リーフレット等の作成、障がい者総合就労支援センター紹介動画等の管理運営、各セミナー等に係る周知その他の広報費）
- ④ 備品類賃借料（パソコン、複合機、机、棚等）  
なお、以下の備品については、県からの貸与が可能である。
  - ・事務机5台、椅子6脚、飛沫防止パーテーション4つ、スペースを区切るためのパーテーション2台、雑誌架1台、2段キャビネット1台、平机1台、個人ロッカー（6人用）1台、掃除道具用ロッカー1台、電話4台（うち1台は内線用）、壁面収納1式
- ⑤ 出張用務普通自動車の燃料費・高速代・出張先の有料駐車場代
- ⑥ 車両のリース（レンタル）代（保守点検料・保険料等を含む）

車両・配車場所	数量	仕様
普通自動車・岐阜県障がい者総合就労支援センター内	1台	※スタッフの出張用務1台 ※ETC、カーナビを搭載 ※冬季はスタッドレスタイヤを装着

- ⑦ 企業支援センター運営に要する事務費（事務用消耗品、通信費、運送費等）、その他本委託業務実施に要する一切の経費

＜参考＞

※下記の施設維持費については、県が直接負担する。（委託費に含まれない経費）

- ・企業支援センターに係る施設使用料、共益費、電気・水道料、電球等の消耗品
- ・企業支援センターに係る工事費、修繕費

※下記の経費は、計上不要とする。（委託費に含まれない経費）

- ・障がい者雇用アドバイザーに係る報酬及び出張旅費

## 9 県関連事業等との連携及び協力

- ・企業支援センターは、岐阜県障がい者総合就労支援センター内の機関（開発校、障害者就業・生活支援センター、岐阜県立ハローワーク等）と連携すること。
- ・企業支援センターは、県が実施する「障がい者雇用拡大支援事業」「精神障がい者雇用促進事業」「障がい者就労ステップアップ応援事業」その他県事業の推進に関し県と協議の上、協力すること。

## 10 県への報告

### （1）事業報告書（利用実績報告書）の提出

受託者は、毎月、企業支援センターの利用状況、就労支援実績等、県が指定する事項を記載した事業報告書を、原則翌月の15日までに県に提出すること。なお、令和9年3月分は、令和9年3月31日までに、令和10年3月分については、令和10年3月31日までに、令和11年3月分は、令和11年3月31日までに提出すること。

### （2）障がい者雇用企業支援センター事業の業務完了後の提出書類

受託者は、年度ごとに実績報告を行うこととし、令和8年度分については令和9年3月31日までに、令和9年度分について令和10年3月31日までに、令和10年度分については令和11年3月31日までに、次の①②③の書類を提出すること。

- ① 実績報告書
- ② 収支精算報告書（総括表、国庫補助事業分、県単独事業分）
- ③ 委託業務完了届

### （3）その他

県は事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

## 11 成果物の著作権等の取扱い

本委託業務の成果物（印刷製本物・企業支援センター公式HP）に係る著作権等の取扱いは、別記1「著作権等取扱特記事項」のとおりとする。

## 12 支払条件等

- ① 業務開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ② 支払は年度ごとに行う。年度ごとの契約額の範囲内において、当該年度に要した経費を受託者の請求に基づき支払うものとする。
- ③ 対象経費は、他の経費と明確に区分して整理すること。なお、一般管理費については、人件費及び事業費の合計額の10%以内とする。
- ④ 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払を請求することができる。
- ⑤ 収入（収益）が生じた場合は、返還の対象とする。
- ⑥ 委託事業を実施する場合に取得する財産は、取得価格又は効用の増加額が5万円未満のものとし、5万円以上の財産の取得は認めないものとする。

## 13 業務の適正な実施に関する事項

### （1）関係法令の遵守

受託者は、本委託業務の実施において、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守すること。

### （2）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

### （3）個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が本委託業務において個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の個人情報をいう。）を取り扱う場合は、別記2「個人情報取扱特記事項」及び個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等を尊守し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護を徹底す

ること。

#### **(4) 情報セキュリティに関する対応**

受託者は、本委託業務の実施に当たって、別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。また、実施した教育については、県に報告すること。

#### **(5) 守秘義務**

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、及び自己の利益のために利用し、並びに本委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことは委託業務終了後も同様とする。

#### **(6) 関係書類等の管理・保存**

受託者が本業務を行うに当たって作成し、又は受領した文書等は、適正に管理・保存を行い、本業務完了時においては、県の指示に従い保管し、又は県に引き渡すこと。また、当該文書等は、委託業務終了後5年間は受託者において保管すること。

### **14 業務の継続が困難となった場合の措置**

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

#### **(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合**

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぐものとする。

#### **(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合**

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

### **15 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務**

#### **(1) 妨害又は不当介入に対する通報義務**

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念上等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

#### **(2) 不当介入による履行期間の延長**

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

### **16 その他**

本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と協議の上、業務を実施するものとする。

また、業務の実施にあたっては、県と十分協議したうえで行うこと。